

市第88号議案

横浜市国際学生会館の指定管理者の指定

次のように横浜市国際学生会館の指定管理者を指定する。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文子

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|-----------|-----------------|--------------------------------|-------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 横浜市国際学生会館 | 西区みなとみらい一丁目1番1号 | 公益財団法人横浜市国際交流協会 理事長 岡 田 輝 彦 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提 案 理 由

横浜市国際学生会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）